

## 話題

### 消費税増税と軽減税率で何がかわる？

2019年は元号が新しくなるとともに、10月より消費税が10%となります。

今回の消費税増税は軽減税率制度も導入となり、より一層の混乱が予想されます。

メディアでの報道もあり、ある程度ご存知かと思いますがおさらいとして軽減税率8%の対象となるものは次の2つとなります。



#### ＜軽減税率の対象＞

- ① 酒類や外食を除く食品全般
- ② 新聞(週二回以上発行で定期購読に限る)



特に①の「外食を除く食品全般」に飲食関連業は頭を悩ませるのではないのでしょうか。例を挙げますと、

- ・お店の中で食事＝10%
- ・テイクアウト＝8%
- ・ケータリング・出張料理＝10%
- ・出前・宅配＝8% となります。

(詳しくは国税庁のHPでQ&Aをご覧ください)

消費税増税による変更点は、これだけではありません。

最も大きな変更はH35.10.1より**インボイス制度(適格請求書等保存方式)**が導入されることです。インボイス制度導入により請求書の様式や消費税の控除が変わります。

インボイス制度とは、税務署に申請して登録した事業者が発行した請求書でしか仕入の消費税を控除できない制度です。段階的な導入になり、まずはH31.10.1の消費税増税とともに請求書の様式を変更する必要があります。

現行の請求書 (H31.9.30まで) → **区分記載請求書** (H31.10.1～H35.9.30) → **適格請求書(インボイス)** (H35.10.1～)

請求書	請求書
<p>○〇御中</p> <p>11月分 21,800円 (税込)</p> <p>11 / 1 UAC 5,400円</p> <p>11 / 8 カブ・ソーサー 5,500円</p> <p>合計 21,800円</p> <p>10%対象 11,600円 8%対象 10,800円</p> <p>注: 8%は軽減税率(8%)適用商品</p>	<p>○〇御中</p> <p>□月分 20,000円 (本税)</p> <p>□月日 年内 20日迄 消費税 1,800円</p> <p>□月日 年内 20日迄 消費税 5,400円</p> <p>□月日 年内 20日迄 消費税 5,800円</p> <p>合計 20,000円 消費税 1,800円</p> <p>(10%対象 10,000円 消費税 1,000円) (8%対象 10,000円 消費税 800円)</p> <p>注: 8%は軽減税率(8%)適用商品</p>

- ・発行者の氏名又は名称
- ・取引年月日
- ・取引内容
- ・請求書を受取るの氏名又は名称

- ・現行請求書の内容 +
- ①軽減税率対象品目である旨(区分)
- ②各税率ごとに区分した合計請求額

- ・区分請求書の内容 +
- ③登録番号
- ④各税率ごとに区分した消費税額

※ 中小企業庁HPより画像引用

ここで注意すべき点は、H35.10.1より登録を受けた事業者からの仕入でない消費税を控除できないことです。

また、免税事業者からの仕入れについても注意が必要になります。現行では相手が免税事業者に関わらず仕入にかかる消費税は控除できましたが、H35.10.1からは段階的に控除金額が減少します。そして免税事業者は課税事業者となったうえでしか適格請求書発行の登録が行えません。免税事業者にとっては、大きな影響と判断が必要とされる制度です。

何とも複雑なこの軽減税率制度ですが、導入まで1年を切りました。経営者の皆様が事前準備をするにあたって少しでもヒントになれば幸いです。



### 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例

消費税の増税に伴い、住宅に係る需要変動の平準化のため、住宅ローン控除の控除期間を3年延長し、13年とする特例が創設されました。この特例が創設された際、皆様が気にされたのは控除額かと思われます。控除額に関しましては、次の区分に応じ、いずれか少ない金額となります。

#### (1) 一般住宅の場合

- ・住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度) × 1%
- ・{住宅の取得等の対価又は費用の額 - 取得等の対価又は費用の額に含まれる消費税額} (4,000万円を限度) × 2% ÷ 3

#### (2) 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合

- ・住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度) × 1%
- ・{住宅の取得等の対価又は費用の額 - 取得等の対価又は費用の額に含まれる消費税額} (5,000万円を限度) × 2% ÷ 3

#### (3) 東日本大震災の被災者に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例制度の対象となる再建住宅の場合

- ・住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度) × 1.2%
- ・{住宅の取得等の対価又は費用の額 - 取得等の対価又は費用の額に含まれる消費税額} (5,000万円を限度) × 2% ÷ 3

#### ※ 実務上の留意点

- ・経過措置により8%税率が適用された場合、免税事業者からの取得等の場合などは本特例の対象外となります。

※ 詳しくは国税庁HPをご確認下さい。



## aevs Action Announce

## 活動報告



### アイビス新年会を開催しました 2019.1.4



新年の仕事始めにあたり、熱田神宮にて初詣の後、アイビス全スタッフが揃っての新年会を開催しました。

それぞれが今年の抱負を2文字or4文字で書初めにて発表し、新年の決意を新たにしました。

今年も『笑顔溢れる会社の100年経営』を目指し、更なるサービス向上を目指すべくスタッフ一同、精一杯精進して参ります。

本年も変わらぬご愛顧を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

